

事 務 連 絡  
平成 20 年 7 月 7 日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中



厚生労働省医薬食品局審査管理課

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課

新規製造販売承認申請中の医療用後発医薬品に係る  
承認審査及び GMP 適合性調査申請のスケジュール等について

GMP 適合性調査申請の取扱いについては、平成 17 年 3 月 30 日薬食審査発第 0330006 号・薬食監麻発第 0330005 号 医薬食品局審査管理課長及び監視指導・麻薬対策課長通知「GMP 適合性調査申請の取扱いについて」により通知され、承認を受けようとする品目ごとに申請することとし、承認前にその調査結果を確認することとされているところです。

今般、平成 19 年 8 月 1 日から平成 20 年 1 月末までに新規製造販売承認申請された医療用後発医薬品（代替新規申請を除く。）に係る承認審査及び GMP 適合性調査等のスケジュールについては、下記 1. のとおり予定しています。

つきましては、承認審査及び GMP 適合性調査の円滑な実施に向け、下記 2. 及び 3. の事項にご留意の上、ご協力をいただけますよう、よろしく願いいたします。

貴管下関係事業者に対し、適切な指導を行い、円滑な運用を図られたくお願いいたします。

記

1. 承認審査及び GMP 適合性調査のスケジュール等について

- (1) 当該申請を行った者（以下「申請者」という。）は、品目に係る承認審査のうち、「販売名」、「製造方法」及び「規格及び試験方法」に係る項目に差換えが必要な場合においては、平成 20 年 10 月 24 日までに製造販売承認申請書の差換えを行うものとする。
- (2) 製造販売承認申請書の差換えを含め、上記（1）の承認審査が終了次第、その旨を、順次、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「総合機構」という。）から、申請者を通じて、GMP 適合性調査の実施主体（以下「適合性調査権者」という。）に対して、連絡を行うものとする。申請者から適合性調査権者への連絡は、別紙様式 1 に基づき FAX で行うものとする。

- (3) 上記(1)及び(2)をもって、最終的な品目の承認の可否について決定するものではないことに留意すること。
- (4) GMP適合性調査結果通知は、平成21年1月9日までに、適合性調査権者より発出するものとする。
- (5) 申請者は、(1)から(4)のスケジュールに支障を生じさせないように、必要な申請等を適切に実施すること。なお、正当な理由なく、必要な手続きを行わなかった品目については、スケジュールに沿った承認等が行われないことがあること。

## 2. 申請者からのGMP適合性調査申請等について

### (1) GMP適合性調査申請の見込みの連絡について

申請者は、すべての製造所(外部試験検査機関を含む)のGMP適合性調査申請の有無の見込みを、別紙様式2に基づきFAXで、適合性調査権者に平成20年7月31日までに連絡すること。また、連絡を行った以降に、審査の過程等でGMP適合性調査申請が見込まれる製造所に変更・追加が生じた場合には、速やかに該当する適合性調査権者に連絡すること。

### (2) GMP適合性調査申請等について

ア 申請者は、速やかに、必要なGMP適合性調査申請を行うこと。なお、適合性調査権者が総合機構の場合にあつては、GMP適合性調査申請を平成20年7月31日までに行うこと。また、適合性調査権者が都道府県の場合にあつては、申請者はあらかじめ当該都道府県担当部署と連絡をとり、適切な申請時期を確認した上で、申請を行うこと。(その際、申請者は、適合性調査申請書の右肩に(後発医薬品)と朱書きすること。)

イ 申請者又は原薬等登録原簿(以下「MF」という。)の登録者は、上記1.(1)により差換えを行った製造販売承認申請書又は必要に応じ変更登録等により変更を行ったMFを適合性調査権者へ提出する旨指示があつた場合、直ちに適合性調査権者に連絡をとること。なお、仮に、差換え又は変更登録等に遅延を来すような場合には、申請者より、承認審査の状況を適合性調査権者に連絡し、調査の時期について相談すること。

ウ 申請者は、上記1.に示すスケジュールに支障を生じさせないように、実生産規模のバリデーション等を適切な時期に実施すること。

エ 申請者は、適合性調査権者から指摘・照会事項を受理した場合、調査スケジュールに支障を生じさせないように、速やかに回答を適合性調査権者に提出すること。

### (3) 承認審査への対応について

品目の承認審査において、総合機構から照会を受理した場合、申請者は、上記1.に示す審査スケジュールに支障を生じさせないように、当該照会事項に対する回答を速やかに総合機構に提出すること。また、MFに登録された原薬等を使用する場合、MFの審査が円滑に進むよう、MFの登録者と協調を図ること。

## 3. GMP適合性調査の実施及び結果通知について

- (1) 適合性調査権者は、上記1及び2の事項を踏まえながらGMP適合性調査を実施し、平成20年1月9日までにGMP適合性調査結果通知を発出すること。
- (2) 適合性調査権者は、GMP適合性調査結果通知を発出する際には、当該通知の備考欄に「平

成〇年〇月〇日付差換えの申請書記載内容により GMP 適合性調査を実施」の旨を記載すること。

#### 4. その他

- (1) 製造販売承認申請書の差換えを行った場合、当該差換え願いを提出した日付及び差換え内容が GMP 適合性調査に関する内容であることを適合性調査権者に連絡すること。